

病 院 局

令和8年（2026年）5月25日調製

## 定例会提出予定案件資料

|  | ページ |
|--|-----|
| 1 令和8（2026）年度補正予算概要 ……………                          | 1～2 |
| 2 函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する<br>条例の骨子（病院局所管分） …………… | 3   |
| 3 損害賠償の額について ……………                                 | 4   |

# 1 令和8（2026）年度補正予算概要

## 【病院事業会計】

### (1) 補正事項

(単位：千円)

| 事 項       | 補 正 額  | 備 考                                |
|-----------|--------|------------------------------------|
| 収益的収入及び支出 |        |                                    |
| 収<br>入    |        |                                    |
| その他医業外収益  | 20,000 | 函館病院 その他医業外収益の増<br>(病院賠償責任保険保険金収入) |
| 計         | 20,000 |                                    |
| 支<br>出    |        |                                    |
| 経 費       | 20,000 | 函館病院 雑費の増<br>(医療事故に係る損害賠償金)        |
| 計         | 20,000 |                                    |

### (2) 収益的収入及び支出

#### 収 入

(単位：千円)

| 科 目       | 既 決 額      | 補 正 額  | 計          | 備 考         |
|-----------|------------|--------|------------|-------------|
| 病院事業収益    | 26,775,995 | 20,000 | 26,795,995 |             |
| 医 業 外 収 益 | 2,258,594  | 20,000 | 2,278,594  | その他医業外収益を補正 |

#### 支 出

(単位：千円)

| 科 目     | 既 決 額      | 補 正 額  | 計          | 備 考   |
|---------|------------|--------|------------|-------|
| 病院事業費用  | 27,708,334 | 20,000 | 27,728,334 |       |
| 医 業 費 用 | 27,257,582 | 20,000 | 27,277,582 | 雑費を補正 |

令和8（2026）年度函館市病院事業会計予算（補正後）

(1) 収益的収入及び支出

| 収 入      |                  | 支 出          |                  | 備 考                             |
|----------|------------------|--------------|------------------|---------------------------------|
| 病院事業収益   | 千円<br>26,795,995 | 病院事業費用       | 千円<br>27,728,334 | 内部留保資金<br>(減価償却費等)<br>466,988千円 |
| 医業収益     | 23,708,623       | 医業費用         | 27,277,582       |                                 |
| 高等看護学院収益 | 69,522           | 高等看護学院費用     | 200,988          |                                 |
| 医業外収益    | 2,278,594        | 医業外費用        | 238,264          |                                 |
| 特別利益     | 739,256          | 特別損失         | 1,500            |                                 |
|          |                  | 予備費          | 10,000           |                                 |
|          | 差 引              | △ 932,339 千円 |                  |                                 |
|          | 当年度純損益           | △ 933,362 千円 |                  |                                 |

(2) 資本的収入及び支出

| 収 入      |                 | 支 出          |                 | 備 考   |
|----------|-----------------|--------------|-----------------|---|
| 資本的収入    | 千円<br>3,283,005 | 資本的支出        | 千円<br>4,218,268 | 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 935,263千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,023千円及び過年度分損益勘定留保資金 934,240千円で補てんするものとする。 |
| 企業債      | 1,727,300       | 建設改良費        | 2,310,991       |   |
| 他会計負担金   | 1,167,777       | 企業債償還金       | 1,878,957       |   |
| 補助金      | 387,568         | 投資           | 28,320          |   |
| 長期貸付金返還金 | 360             |              |                 |   |
|          | 差 引             | △ 935,263 千円 |                 |   |

当年度財源過不足額（※） △1,401,637千円

累積財源過不足額（※） 1,672,489千円

※上記の財源過不足額は、財政健全化法上の資金過不足額としている。

2 函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の骨子  
 (病院局所管分)

(1) 条例改正の理由

市立函館病院の病床数を変更するため

(2) 条例改正の内容 (下記「新旧対照表」参照)

地域医療構想における南渡島圏域の必要病床数を踏まえ、市立函館病院の病床数を648床から549床に変更する。

函館市公営企業の設置等に関する条例 新旧対照表

| 現 行   | 改 正 案   |
|---|---|
| (経営の基本)<br>第3条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。<br>2 公営企業ごとの基本計画は、次のとおりとする。<br>(1)～(3) (略)<br>(4) 病院事業<br>ア 市立函館病院<br>(ア)・(イ) (略)<br>(ウ) 病床数 <u>648床</u><br>イ～エ (略) | (経営の基本)<br>第3条 (略)<br>2 (略)<br>(1)～(3) (略)<br>(4) (略)<br>ア (略)<br>(ア)・(イ) (略)<br>(ウ) 病床数 <u>549床</u><br>イ～エ (略) |

(3) 条例の施行期日

令和8年7月1日

### 3 損害賠償の額について

#### (1) 損害賠償請求訴訟の内容

- ア 原告 A 亀田郡七飯町に在住の男性
- B 亀田郡七飯町に在住の女性
- C 函館市内在住の男性
- イ 被告 函館市

#### (2) 訴状の提訴日等

- ア 訴状提出日 令和6(2024)年7月 1日
- イ 函館地方裁判所訴状受付日 令和6(2024)年7月 2日
- ウ 裁判所訴状送達日 令和6(2024)年7月25日
- エ 函館市訴状受付日 令和6(2024)年7月26日

#### (3) 請求の内容

市立函館病院において大腸癌に対する手術を受けた患者がその後死亡した事案について、亡くなった患者の遺族が同病院を設置する函館市に対し、遺族それぞれに金1667万3423円およびこれに対する令和4年10月1日から支払い済みまで年3分の割合による金員の支払を求めて訴訟を提起した。

#### (4) 和解について

令和8年1月30日、原告および被告に対して函館地方裁判所より和解案が出され、函館市としては、裁判所の和解勧告を尊重し、早期解決を図ることが適当と判断したことから和解に応じることとし、令和8年3月18日、市議会の議決を要件として和解を成立させることを原告および被告が確認したものである。

#### (5) 和解の内容

- ア 解決金 20,000,000円
- イ 支払期日 議決日から概ね1か月先の日

#### (6) その他

解決金の支払いについては、加入している「病院賠償責任保険」により対応する予定である。